

越谷市広告付電子案内板等設置事業 事業者募集要領

1 事業名 越谷市広告付電子案内板等設置事業

2 事業目的

越谷市役所内に広告付電子案内板を設置することにより、市庁舎における総合案内並びに行政情報及び広告の放映等を行うことにより、来庁者の円滑な誘導、行政情報等の発信等といった市民サービスの向上及び財源確保・経費削減を図るもの。

3 事業概要

越谷市役所各庁舎に広告付電子案内板（デジタルサイネージ）を設置し、庁舎の総合的な来庁者の案内、広告及び行政情報の放映を行うものです。（詳細は別紙1 仕様書のとおり）

この場合において、事業者が広告主を募集し、広告付電子案内板に広告を掲載することができるものとし、当該広告の掲載に伴う広告掲載料を越谷市に納付するものです。

4 事業実施場所

越谷市役所（埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号）

5 参加資格要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第349号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成9年告示第8号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ④ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、越谷市競争入札参加資格業者実態調査実施要綱（平成26年告示第202号）に基づく入札参加制限措置を受けていない者であること。
- ⑤ 参加申込書等受付の締切日から契約締結までの期間に、国又は他の地方公共団体のうち、その行政区域に越谷市を含む発注機関から指名停止措置又は指名除外措置を受けている者にあつては、市長が特に本プロポーザルに参加させることが適当と認める者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所からの更生手続開始又は再生手続開始の決定がされており、かつ、本市の再審査を受け参加申込締切日において入札参加資格を有する者であること。
- ⑦ 本プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- ⑧ 官公庁及び企業等において本事業と類似した事業の実績を有していること。
- ⑨ 広告主の募集、コンテンツ制作及びコンテンツ運用管理等を行う能力を有していること。

6 選定及び審査方法

本事業の募集においては、越谷市に納付する広告掲載料だけでなく、事業目的及び内容に合致した事業提案に対して、運用管理方法、実績、専門性等を勘案し、総合的な見地から判断して事業者を選定する方式（以下、「プロポーザル方式」という）により事業者を選定し、最優秀企画提案者及び優秀企画提案者（次点者）1者を選定します。

なお、事業者の審査は選定委員会が選定し、参加資格要件及び次の項目を審査します。

事業の仕様及び運用管理方法	各項目を20点満点とし、5段階評価を行う。 (優れている 20点、やや優れている 15点、普通 10点、 やや劣っている 5点、劣っている 0点)
専門性・技術力	
企画力・創造性	
実績	
広告掲載料	市に納付する広告掲載料が最も高い事業者を20点とし、5段階評価を行う。 (最も高い事業者 20点、 次点以降順次 15点、10点、5点、0点)

7 申込方法及び期間等

(1) ホームページ掲載・質疑受付

本募集に係る質問事項については、令和6年1月19日（金）までに電子メールもしくはFAXにてお問い合わせください。お問い合わせいただいた質疑の回答は令和6年1月24日（水）までに越谷市ホームページに掲載します。

(2) 応募申込書 提出締切 令和6年2月2日（金）

次に掲げる書類を総務部庁舎管理課（越谷市役所第二庁舎4階402窓口）までご持参ください。

- ① 応募申込書（別紙2）
- ② 会社概要（別紙3）
- ③ 業務実績書（別紙4）
- ④ 決算書
- ⑤ 登記簿謄本
- ⑥ 納税証明書（国税「その3の3」）※写し可
- ⑦ 別紙1仕様書に基づく企画提案書（A4横 任意様式）

次の事項を必ず記載してください。

- ア 設置する広告付電子案内板の仕様、構成及びデザイン
- イ 維持管理、運営等の方法
- ウ 放映する行政情報及び民間事業者広告の時間数及び比率等
- エ 広告募集及び選定方法（市内企業との関係等）
- オ 越谷市に納付する広告掲載料（掲載料は年額記載）
- カ その他市民サービスの向上につながる独自の提案

(3) 審査及び結果通知 令和6年2月9日(金)までに文書にて通知します。

最優秀企画提案者に選定された方と協定内容の協議等を行い、本事業に係る協定書を取り交わします。

最優秀企画提案者に選定された方が、参加資格要件を満たしていないことが判明した場合は失格とし、次点者と協定内容の協議等を行います。

(4) その他

- ① 最優秀企画提案者に選定され、事業者となった方には、越谷市広告掲載に関する要綱に基づく越谷市広告掲載申込書を提出していただきます。
- ② 事業者選定に係る審査の経緯は公表しません。また、審査に対する異議申立ては受け付けません。
- ③ 応募申込書提出以降に辞退する場合には、別紙5 応募辞退届を総務部庁舎管理課に提出してください。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。

8 問合せ及び書類提出等連絡先

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
越谷市役所総務部庁舎管理課 (第二庁舎4階402窓口)
電話 048-963-9134 (直通)
メール chosha@city.koshigaya.lg.jp
FAX 048-966-6008

仕 様 書

1 事業名 越谷市広告付電子案内板等設置事業

2 事業目的

越谷市役所内に広告付電子案内板を設置することにより、市庁舎における総合案内並びに行政情報及び広告の放映等を行うことにより、来庁者の円滑な誘導、行政情報等の発信等といった市民サービスの向上及び財源確保・経費削減を図るもの。

3 事業期間

令和6年(2024年)4月(予定)から令和11年(2029年)3月31日まで

4 設置場所

越谷市役所(埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号)

本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、エントランス棟(以下、「各庁舎」という) 1階

5 事業内容

(1) 広告付電子案内板の設置

事業者は、各庁舎1階に広告付電子案内板を設置する。

- ① 設置場所 別紙 1 設置位置図のとおり
- ② 設置機器 別紙 2 設置機器仕様のとおり

(2) 市域図及び広告モニターの設置

事業者は、市役所エントランス棟1階に市域図及び広告モニターを設置する。

- ① 設置場所 別紙 1 設置位置図のとおり
- ② 設置機器 別紙 2 設置機器仕様のとおり

(3) 市が設置する大型ディスプレイへの放映機器の設置

事業者は、市が設置する大型ディスプレイに行政情報等を放映するために必要な機器を設置する。

なお、市が設置する大型ディスプレイの映像音響設備システムは 別紙 3 映像音響設備システム図のとおりとする。

(4) 行政情報の制作

市が提供するデータ等に基づき、事業者が行政情報コンテンツを制作、編集する。

なお、市から提供するデータ等については画像・ワード・動画等のファイルとし、提供の様式等については市と事業者の協議により決定するものとする。

(5) 広告の募集及び制作

広告の募集、制作、管理等は事業者において行うものとし、広告の制作にあたっては、「越谷市広告掲載に関する要綱」を遵守するとともに、掲載前に市の審査を受けることとする。

(6) 広告付き電子案内板及び市が設置する大型ディスプレイへの行政情報及び広告の放映

事業者は、広告付き電子案内板及び大型ディスプレイにおいて行政情報及び広告の放映を行う。

① 電子案内板及び大型ディスプレイの放映時間は開庁時間(越谷市の休日を含め定める条例第2条に規定する市の休日を除いた開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで)は放映するものとし、開庁時間外における放映については市と事業者との協議により決定するものとする。

タイマー機能等により自動で電源管理を行うことができるようにすること。

② 電子案内板に放映する行政情報及び広告の放映割合は、行政情報を全体の3割以上とし市と事業者との協議により決定するものとする。

③ 市が広告の内容について適当でないと判断した場合には、広告内容の修正又は広告掲載の中止を求めることができる。

④ 行政情報及び広告の制作に際し、第三者の著作権、特許権実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される権利について、使用に関する一切の責任を負うこと。

(7) 設置機器及び放映する情報等の保守管理

設置する筐体、機器等の保守管理については、事業者が行うこととし、破損、汚損等が発生した場合には速やかに措置を講じるものとする。

(8) 原状回復

事業者は、協定期間の終了その他の事由により広告付き電子案内板を撤去する場合には、事業者の責任において適切に措置を講じること。

6 費用負担

(1) 「5 事業内容」に掲げる項目の実施にあたっては、事業者が費用を負担すること。

(2) レイアウト変更等により移設等を行う場合には、事業者の負担により行うこと。

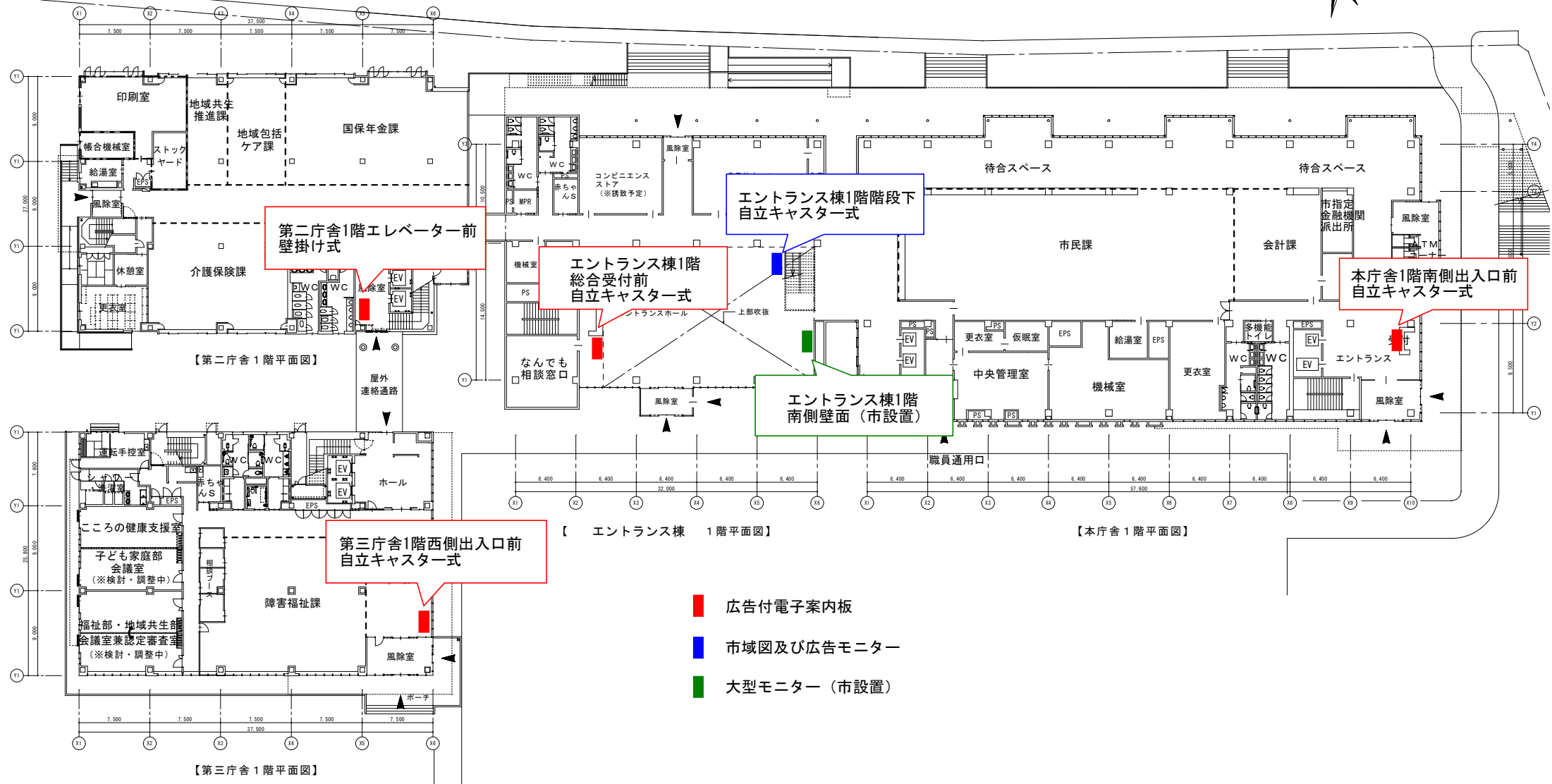
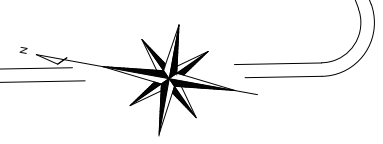
(3) 電気使用料については、事業者が実費相当分を負担することとし、算出方法等については市と事業者との協議により決定する。

7 その他

(1) 協定期間中であっても、レイアウト変更等によりやむを得ず事業内容を変更し、又は事業を中止する場合がある。この場合において、市は事業者の損失補償は行わない。

(2) その他必要事項については、市と事業者との協議により決定するものとする。

仕様書別紙1 設置位置図



第二庁舎1階エレベーター前
壁掛け式

エントランス棟1階
総合受付前
自立キヤスター式

エントランス棟1階階段下
自立キヤスター式

本庁舎1階南側出入口前
自立キヤスター式

エントランス棟1階
南側壁面 (市設置)

第三庁舎1階西側出入口前
自立キヤスター式

- 広告付電子案内板
- 市域図及び広告モニター
- 大型モニター (市設置)

1階 平面図

(1)広告付電子案内板

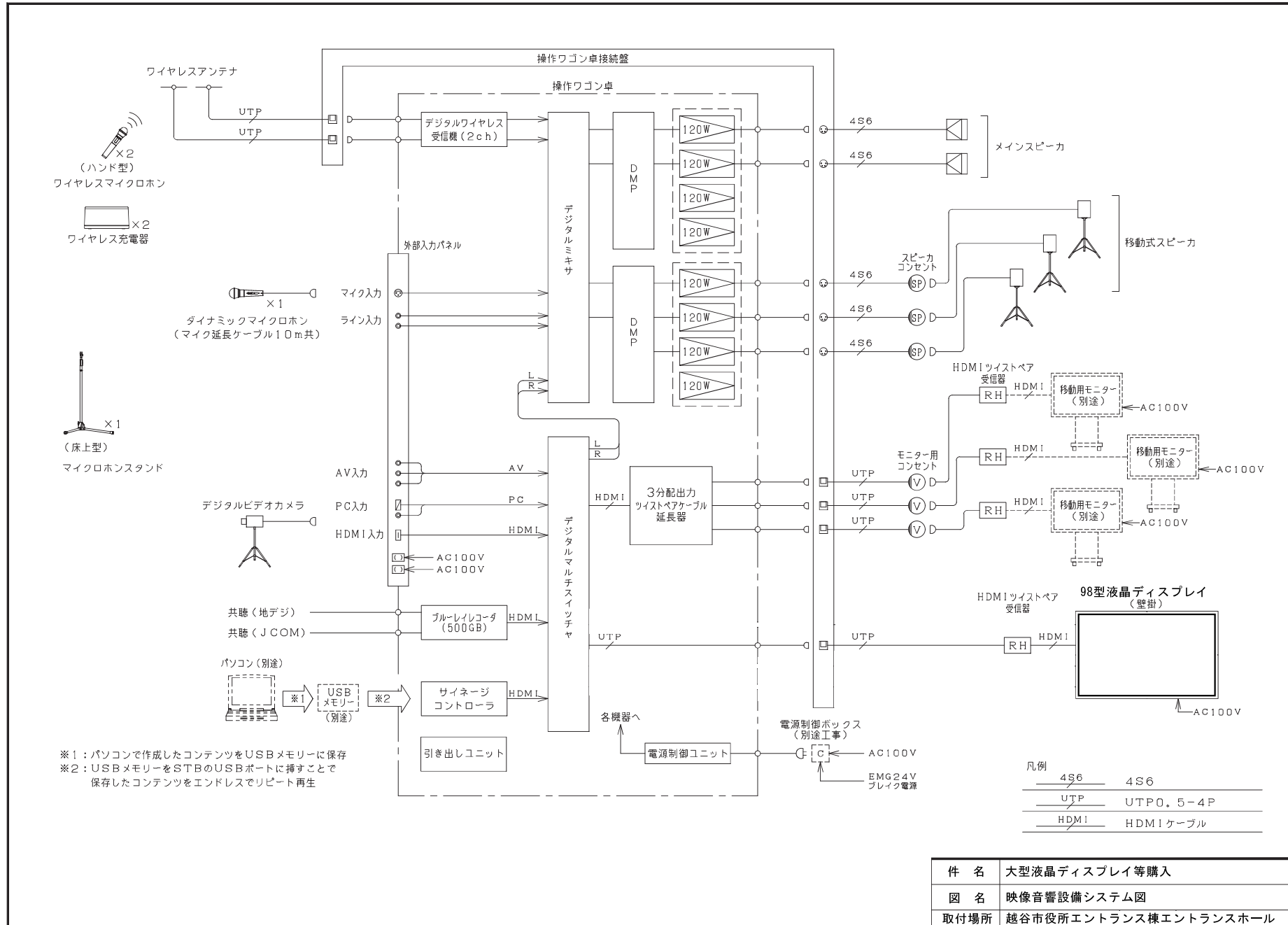
設置場所	設置方法	サイズ	設置する機能
本庁舎1階 南側出入口前	自立キャスター式	幅 1800～2000 mm程度 高さ 2000～2400 mm程度 厚さ 700～800 mm程度	・市役所及びフロア案内 ・広告・行政情報放映 ・庁舎案内(タッチパネル) ・その他提案による
第二庁舎1階 エレベーター前	壁掛け式	幅 1200～1300 mm程度 高さ 1500～1600 mm程度 厚さ 100 mm程度	・庁舎及び周辺案内
第三庁舎1階 西側出入口前	自立キャスター式	幅 1800～2000 mm程度 高さ 2000～2400 mm程度 厚さ 700～800 mm程度	・庁舎及び周辺案内 ・広告・行政情報放映 ・庁舎案内(タッチパネル) ・その他提案による
エントランス棟1階 総合受付脇	自立キャスター式	幅 1800～2000 mm程度 高さ 2000～2400 mm程度 厚さ 700～800 mm程度	・庁舎及び周辺案内 ・広告・行政情報放映 ・庁舎案内(タッチパネル) ・その他提案による

※『市役所及びフロア案内』は、市役所敷地周辺案内、市庁舎1階平面図及びフロア別庁舎案内等を掲示することができるものとし、レイアウト変更等に対応し、掲示内容を修正できるようにすること。

『庁舎案内(タッチパネル)』は、部署や目的ごとにキーワード検索することができるようにすることとし、言語切替えをして日本語以外の言語を使用できるようにすること。

(2)市域図及び広告モニター

設置場所	設置方法	サイズ	設置する機能
エントランス棟1階 階段下	自立キャスター式	幅 2200～2500 mm程度 高さ 1800～2200 mm程度 厚さ 700～800 mm程度	・市域図 ・公共施設情報 ・広告用モニター



応 募 申 込 書

令和 年 月 日

越 谷 市 長 宛

住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

越谷市広告付電子案内板等設置事業に係るプロポーザル募集について申し込みます。

なお、本申込書及び提出する書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び応募資格を有していることを誓約いたします。

(担当者) 所属部署

氏 名

電 話

F A X

会 社 概 要

商店名・会社名		
住所・所在地		
(県内及び市内の状況を全て記載すること。 上記を除く、県内及び市内の状況)	営 業 所 支 店	
	案内板等 設置場所	
資 本 金		
年間総売上高		
自己資本金		
総従業員数		
案内板等名称 (※商品名等がある場合)		

業 務 実 績 書

会 社 名		
類 似 事 業	自治体における 導入実績（全て）	
	企業等における 導入実績（全て）	
類 似 事 業 以 外	最近1年間の 実績	

※ 用紙が不足する場合は、適宜用紙を追加してください。

応 募 辞 退 届

令和 年 月 日

越 谷 市 長 宛

住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

越谷市広告付電子案内板等設置事業プロポーザル募集について申し込みを行いましたか、
都合により辞退いたします。

(担当者) 所属部署

氏 名

電 話

F A X